

考案に在りしことを諒解すると同時に自己の職務観念に立脚し慢りに自己の要求のみを先にせんとすることを慎んでもらはねばならぬ。

嘆願條項

一、共済組合規程一部改正せられたし

回答 共済組合規程の改正に付ては目下審議中なるも嘆願の趣旨は大體認容し難し

説明 共済組合は組合員の増加に伴ひ評議員定数の増加之れが選出方法其他從來の實況に徴し不適當と認められたる部分の改正に關し審議中にして近日成案を得る見込であるが救済機關たるの機能を發揮せんとする當局の立場に於ては其事業の參與機關たる評議員の過半数を従業員の選出とするが如きは妥當ならざる嘆願なるを以て全然不同意である

二、親和會常任評議員に非乗務を認められたし

回答 認容し難し

説明 車庫の増設に伴ひ親和會の事業擴大せられたるも其の常任評議員をして常時車掌又は運轉手の業務を免じ親和會に専任する迄の事情なし、從來の如く必要に應じ其の都度命令を以て定むれば充分なり

三、住宅手当支給せられたし

回答 支給し難し

説明 公舎中無料のものあるは職務上之に居住せしむる必要より來れるものにして所謂義務公舎に屬するものである其他の公舎に在りては大體普通賃料を標準として料金を定め居れるが故に公舎に居住せざる者との間にさしたる不均衡なし殊に嘆願の如く住宅手当を支給するとせば一ヶ月約拾壹萬四千圓の多額の經費を要するが故に今日の市電經費に於ては到底之を容るゝ餘地なし

昭和四年六月二十五日

説明 勤務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外非幹線より一日に付月収額の百分の一即ち日給の三割三分之の給與を受け合計日給の入割三分となり之に厚給から受ける給與を併せれば大約日給全額となるのである

八、工務従業員にケツプ支給及外套貸與規程改正せられたし

回答 改正し難し

説明 現在工務従業員には二ヶ年毎に外套を支給して居るが毎年一着づゝはなければ使用に堪へぬとは認められぬ、雨具の如きも合羽を貸與して居るのであつて之をケツプに代へる事は業務上却て不便である

九、増車せられたし

回答 本項は回答の限に在らざるも事情の許す限り増車の意思であることを附言し置く

説明 吾が横濱市電の運轉車数は現にラッシュアワー百七十臺運轉である固より六大都市中最少數であることは事實であるが、乗客數も亦最少數であつて一車一軒平均の乗客數僅かに四人の割合である、即ち他都市に比し乗客數から考ふれば配車が尠多過ぎである、然し乍ら市民の利便の爲めには事情の許す限り増車をして而して日々出町標本町驛の締結や益田浜彌寺締結線、淺間町本町驛の締結や益田浜彌寺締結線、淺間町本町驛の締結を圖り相互獨立の系統の聯絡利用と相俟て交通の圓滑を期する覺悟である、只如何に増車をしても現在のやうな放縱な運轉の仕方では何にもならぬ、即ち前の車に二臺も三臺も續行して空車で樂をして行かうと云ふやうな事では却て市民の不愉快を買ふ許りで屢々市民から當局に注意を受くる虞であつて此の點は誠に遺憾に堪へぬと思ふに市街の電車は此の車間距離の平均を保持つと云ふ事が最大の要件で自己適當の電車は前と後の電車の中間に置くことを理想とせなくてはならぬ、之れは何も六つかしむ事では無いのであつて、運轉手も車掌も其の心して頭の動きに依り發働を求め手一投足することから出來る管で、即ち一舉手一投足の券であるとする、是れは各員の努力に依り是非勵行して貰ひたい、爲めにせん

説明 今回の改正は繰り返して言ふが如く國對策に依つて實際運轉に要する時間を基礎として繰進時間を定め而も其の一朝迄遅延することは之を認める制度であり又正確な勤務観念に依つて運轉の正確、圓滑を期せざるが爲めに遅刻、早退の取扱を勵行せんとするに過ぎない、即ち眞面目に勤務に勵するものに於て生活上及就業中の不安なぞ有るべき等がない、試みに具體的に説明するならば

- (1) 精勤手當は即ち精勤に對する手當で遲刻者を精勤者の取扱が出來ぬ、休暇に關しては一ヶ月に二日の缺勤があつても影響せぬと云ふやうな寛大な現行規定は悉くは他に無いであらう、其の上に出遅刻者を寛大にする事は出來ぬ、賞與、月給と雖勤務の成績を考慮する以上遅刻を度外することが出來ぬ、要するに忠實に勤務を遂行せん爲め遅刻者なからしめんとするもので決して濫りに懲罰を課する趣旨では無い
- (2) 所要時分支給の制度は從來の實績に徴し所定時分を算出すること困難にして算算に堪へず、精勤時間制に改めたる物なれば此際改むるの意思なし
- (3) 殘業一ヶ月通算の規定は從來所定の勤務を爲さずして日給を得んとするの爲め給出し其の管轄に到るに困難にして、制度の改正に依つて之を防止する外途なしと認めたるに依る、之を助長する外途なし、依り其他之に類する非出の事故があつて當局業務の都合上之の事候に於て爲め一日の勤務時間が所定の時分を満たざる場合は通算の規程を適用せしめざるべし、是れは業に連輸せられたる朝第一回乗車前に於ける待合せ時間と成るべく減ずる爲め他日行路表の出勤時刻を改むべきも凡そ待合せ時間を乗務時間と看做すべきも其は實効制度の根底を紊る事あり得べきも一日に特別に二時を時與する規定は固より之等の待合せ時間を含んで考慮したものである

十二昇級規程を制定發表せられたし

回答 認容し難し

説明 昇級は各人の勤務態等に應じて行はるゝものであるから機械的に制定發表する意思なし、以上

横濱市電氣局長 永田兵三郎